〈サービス利用料金(1日あたり)〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護 保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と、居室と食事に係る自己負担額の合 計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と利用 サービスに応じて異なります。)

	要介護度		要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	
介護保険対象	1. サービス利用料金		5,730円	6,410 円	7, 120 円	7,800円	8,470円	
	2. 精神科医師療養指導加算		50 円					
	3. 栄養マネジメント強化加算		110 円					
	4. ※ 1 看護体制加算 I (Ⅱ)		I 40 円 (II 80 円)					
	5. 夜勤職員配置加算Ⅲ		160 円					
	6. サービス提供体制強化加算 I (ロ) ※2 日常生活継続支援加算		180 円 360 円					
	7.介護職員処遇改善加算 (1+2+3+4+5+6+7)×8.3%		527 円 541 円	583 円 598 円	642 円 657 円	698 円 713 円	754 円 769 円	
	8.介護職員等特定処遇改善加算		171 円	189 円	208 円	227 円	245 円	
	$(1+2+3+4+5+6+7) \times 2.7\%$		176 円	194 円	213 円	232 円	250 円	
	9.介護保険対象額 計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9)		7,048 円 7,247 円	7,802円8,002円	8, 590 円 8, 790 円	9,345 円 9,545 円	10, 089 円 10, 289 円	
	10.サービス利用に係る自己負担額	1割負担	704 円	780 円	859円	934 円	1,008円	
			724 円	800円	879 円	954 円	1,028円	
		2割負担	1,409円	1,560円	1,718円	1,869円	2,017 円	
			1,449 円	1,600円	1,758円	1,909円	2,057 円	
		3割負担	2,114円	2,340 円	2,577 円	2,803 円	3,026 円	
			2,174 円	2,400 円	2,634 円	2,863 円	3,086 円	
.介	11.居住費(光熱水費)		385 円					
介護保険	12. 居住費 (室料)		470 円					
険	13.食事に係る自己負担額		1,460 円					
1	4. 自己負担額合計 (10+11+12+13)	1割負担	3,019円	3,095円	3,174円	3,249 円	3, 323 円	
			3,039円	3,115円	3, 194 円	3,269 円	3,343 円	
		2割負担	3,724 円	3,875円	4,033 円	4, 184 円	4,332 円	
			3,764 円	3,915円	4,073 円	4,224 円	4,372 円	
		3割負担	4,429 円 4,489 円	4,655 円	4,892 円	5,118円	5,341円	
	0 11 1/1 1			4,715 円	4,952 円	5,178 円	5,401 円	

- ※1 看護職員の配置状況により、看護体制加算 I に加え看護体制加算 II として 1日80円(保険給付の場合、1割負担額は8円、2割負担額は16円、3割負 担は24円)が加算されます。(上記料金表には含まれています)
- ※2 サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算は事業所の体制により一方を算定します。(日常生活継続支援加算の場合は網掛けの料金です)

- ※3 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図ることに対し、科学的介護推進体制加算 I (400円)、II (500円)のいずれかが月1回加算されます。
- ※4 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。
- 上記の他、下記に該当する場合は、以下の項目が加算されます。
- ☆褥瘡を予防するために、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて定期的に評価し、計画的に管理することに対し、褥瘡マネジメント加算 I (30円)、II (130円) いずれか(保険給付の場合、1割又は、2割又は、3割の額を負担)が月1回加算されます。
- ☆新規に入所された場合、又は30日を超える入院から退院された場合は、初期 加算として1回300円(保険給付の場合、1割負担額は30円、2割負担額は60 円、3割負担額は90円)が加算されます。
- ☆排泄に介護を要するご利用者に対し、要介護状態の軽減の見込みについて、多職種が協働して支援計画を作成し、支援を実施した場合、排泄支援加算 I (100円)、II (150円)、III (200円) いずれか(保険給付の場合、1割又は、2割又は、3割の額を負担)が月1回加算されます。
- ☆ご利用者の自立支援、重度化防止のため ADL の維持、改善の度合いが一定の水 準を超えている場合、ADL 維持等加算 300 円 (保険給付の場合、1 割負担額は 30 円、2 割負担額は 60 円、3 割負担額は 90 円) が月 1 回加算されます。
- ☆事故の発生、再発を防止するために組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、安全対策体制加算 200 円 (保険給付の場合、1割負担額は 20 円、2割負担額は 40 円、3割負担額は 60 円) が入所時に1回に限り加算されます。
- ☆療養食を提供する場合は、1 食 60 円 (保険給付の場合、1 割負担額は 6 円、2 割負担額は 12 円、3 割負担額は 18 円) が加算されます。
- ☆経管により食事を摂取されている方が、経口摂取に移行するために栄養管理が 必要とされ実施した場合は、1日280円(保険給付の場合、1割負担額は28円、 2割負担額は56円、3割負担額は84円)が加算されます。
- ☆経口により食事を摂取される方で摂食機能に障害を有し、誤嚥が認められる方に対し医師の指示に基づき、他職種共同で経口維持計画を作成し、栄養士により特別な管理を行った場合は、その摂食機能の状況により 1 月 1,000 円及び4,000 円 (保険給付の場合、1 割負担額は100 円及び400 円、2 割負担額は200円及び800 円、3 割負担額は300 円及び1,200 円)が加算されます。
- ☆医師が終末期にあると判断したご利用者について医師・看護職員・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前30日を限度として在園していた日に対して以下の料金が加算されます。
 - ① 死去の日 1日12,800円
 - (保険給付の場合 1割負担額は1,280円、2割負担額は2,560円、3割負担額は3,840円)
 - ② 死去の前日・前々日 1日6,800円
 - (保険給付の場合 1割負担額は680円、2割負担額は1,360円、3割負担額は2,040円)
 - ③ 4日~30日前 1日1,440円
 - (保険給付の場合、1割負担額は144円、2割負担額は288円、3割負担額は342円)

④ 31日~45日前 1日720円

(保険給付の場合、1割負担額は72円、2割負担額は144円、3割負担額は216円)

- ☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用 者の負担額を変更します。
- ☆ご利用者が、2日を超える入院又は外泊をされた場合にお支払いただく1日あたりの料金は、下記のとおりです。ただし、1ヶ月に6日分を限度とします。

1. サービス利用料金	2,460円	
	1割負担	246円
2. サービス利用に係る自己負担金	2割負担	492円
	3割負担	738円
3. 居室に係る自己負担金	855円	
	1割負担	1,101円
4. 自己負担額 合計(2+3)	2割負担	1,347円
	3割負担	1,593円

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定 証に記載している負担限度額とします。ただし負担限度額は、認定証を提示さ れた月から適用します。

当施設の1日あたりの居住費と食費の負担限度額

対象者		区分	居信	食費		
X)	多 目	区 万	光熱水費	室料	食費	
生活作	保護受給者	利用者負担	o III	0 111		
	老齢福祉年金 受給者	第1段階	0円	0円	300円	
世帯全員 が市町村 民税非課	課税年金収入 と合計所得金 額の合計が80 万円以下の方	利用者負担第2段階	370円	0円	390円	
税の方	利用者負担第 2段階以外の 方(課税年金収 入80万円超)	利用者負担第3段階	370円	0円	650円	
上記	己以外の方	利用者負担第4段階	385円	470円	1,460円	

- ※第1段階~第3段階に該当する方については、居室385円(多床室)、食事1,392円を上限とし、差額については的場会が負担します。
- ※入所者が世帯非課税であっても①配偶者が課税されている場合②単身で 1,000 万円超、夫婦で 2,000 万円超の預貯金を保有している場合には補足給付の対象 外となります。